

新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設・設備整備事業)に関するQ&A

番号	分類	質問	回答
1	全体	事業は、いつから着手できるのでしょうか。	原則として、交付決定後に、事業着手（契約・発注含む）いただけます。ただし、内示後、所定の様式により県への届出を行った場合、事業着手（契約・発注含む）いただくことが可能です。なお、内示の時期は未定です。
2	全体	購入はいつまでに完了すればよいか。	本事業は令和8年3月31日までに完了した上で、下記の期日のうち、いずれか早い日までに実績報告を行う必要があります。 完了日が 令和8年4月1日以降 となった場合、本事業の対象外となりますのでご注意ください。 ・補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日 ・交付決定を受けた日の属する年度の3月31日
3	全体	内示後に、内示額の範囲内で事業計画を変更することは可能でしょうか。	一部の変更は可能です。内示後に行う交付申請にて申請いただければと思います。ただし、 補助額の上限は内示額 となります。実績(内容・金額等)によっては、お支払額が内示額・交付決定額より下がる場合があります。 変更できる例：PCR検査機器の購入において、A機器を予定していたがB機器を購入（※B機器は補助対象要件を満たす機器） 変更できない例：PCR検査機器購入で事業計画を提出したが、HEPAフィルタ付き空気清浄機を購入その他については、別途ご相談ください。
4	全体	事業計画が令和8年4月1日以降に整備が完了する計画であった場合、事業採択されないという理解でよろしいでしょうか。	令和8年3月31日までに整備を完了することを前提としており、当該日までに実績報告を行っていただく必要があります。 令和8年4月1日以降に整備が完了する計画は認められません。
5	全体	施設または設備の整備補助を受けた医療機関が、財産の処分制限期間を経過する前に、医療措置協定を変更・終了することもあります。 そのような場合、財産を売却等した上で収入を国・県へ返還する、といった対応が必要になりますでしょうか。	やむを得ない場合を除き、補助金を返還いただく可能性がございます。
6	設備整備	・検査機器（PCR検査機器）の補助基準額は1台当たり9,350,000円となっております。特定の検査キットにしか対応していない機器（安価）や、複数の検査キットに対応できる精度の高い機器（高価）等、様々種類がありますが、今回補助対象となるPCR検査機器の機種、性能などの条件はありますでしょうか。	本事業の目的は、協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう必要な整備を行うことです。PCR検査装置について、その機種や性能等の条件は設けていませんが、新たな感染症への対応という観点から、特定の検査キットのみに対応する機器ではなく、複数の検査キットに対応できる（新たな感染症にも早期に対応できることが想定される）機器が望ましいと考えています。
7	設備整備	病床確保や発熱外来又は自宅療養者への医療提供にかかる協定を締結する医療機関が対象となっていますが、その協定において、個人防護具の備蓄を実施することを定めていることも要件となりますか。	病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、 協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提 となります。ただし、国が推奨している2ヶ月以上の備蓄である必要はありません。
8	設備整備	「送料」が購入金額に含まれている場合、「送料」は補助金の対象になりますでしょうか。	「送料」が購入金額及び諸経費等に含まれている場合、補助対象となり得ます。

新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設・設備整備事業)に関するQ&A

番号	分類	質問	回答
9	設備整備	「HEPAフィルター」及び「プレフィルター」は、当該空気清浄機を使用するにあたって必要なものと考えられますが、補助金の対象となりますでしょうか。	HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）について、「HEPAフィルター」及び「プレフィルター」が当該空気清浄機を使用するにあたって必要なものである場合には、補助対象となり得ます。 ・本体の購入と併せて「HEPAフィルター」や「プレフィルター」を別売で購入する場合は、補助の対象とは可能。 ・本体の購入と「プレフィルター」の購入が不可分の場合は、補助の対象とは可能。 ・本体の購入時に「HEPAフィルター」が付属しており、予備で追加購入する場合の「HEPAフィルター」代金は、補助の対象とはならない。
10	設備整備	医療機関が負担する個人防護具の費用について、補助の予定はありますか。	個人防護具の購入費用について、現在のところ補助の予定はございません。